

# 環境騒音測定結果(H28年度)

評価区間 (戸数) 測定年月日	等価騒音レベル (dB:LAeq)		環境基準 類型	住居等 戸数 (類型別)	昼間(6:00~22:00)				夜間(22:00~6:00)			
	昼間	夜間			類型別		評価		類型別		評価	
					環境基準 達成戸数	環境基準 達成率(%)	環境基準 達成戸数	環境基準 達成率(%)	環境基準 達成戸数	環境基準 達成率(%)	環境基準 達成戸数	環境基準 達成率(%)
新居浜角野線 (166) H28.12.5~H28.12.6	68	60	A類型	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			B類型	114	100	166	100	114	100	166	100	
			C類型	22	100			22	100			
			近接空間	30	100			30	100			
新居浜角野線 (278) H28.12.5~H28.12.6	69	62	A類型	-	-			-	-			-
			B類型	90	100	278	100	90	100	278	100	
			C類型	58	100			58	100			
			近接空間	130	100			130	100			
壬生川新居浜野田線 (113) H28.12.5~H28.12.6	70	61	A類型	-	-			-	-			-
			B類型	31	100	113	100	31	100	113	100	
			C類型	28	100			28	100			
			近接空間	54	100			54	100			
壬生川新居浜野田線 (97) H28.12.5~H28.12.6	68	60	A類型	-	-			-	-			-
			B類型	62	100	97	100	62	100	97	100	
			C類型	4	100			4	100			
			近接空間	31	100			31	100			
新居浜港線 (227) H28.12.5~H28.12.6	68	61	A類型	50	100			227	100			50
			B類型	72	100	72	100					
			C類型	7	100	7	100					
			近接空間	98	100	98	100					
港町繁本東筋線 (140) H28.12.5~H28.12.6	65	58	A類型	-	-	-	-	-	-	-	-	
			B類型	20	100	140	100	20	100	140	100	
			C類型	50	100			50	100			
			近接空間	70	100			70	100			

※幹線交通を担う道路に近接する空間については、次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基準値	
昼間(午前6時から午後10時)	夜間(午後10時から午前6時)
70デシベル以下	65デシベル以下

**【幹線交通を担う道路とは】**

- 1 道路法(昭和27年法律第180号)第3条に規定する
  - (1) 高速自動車国道 (2) 一般国道
  - (3) 都道府県道 (4) 市町村道(4車線以上の車線を有する区間に限る。)
- 2 道路運送法(昭和26年法律第183号)第2条第8項に規定する一般自動車道であって、都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号)第7条第1号に規定する自動車専用道路